

台風・地震等の災害による非常措置について

令和2年 京都市立朱雀第三小学校

(保存版) 見やすいところに掲示しておいてください

台風・地震等の災害による非常措置は、本校では次のような原則になっております。状況によっては電話・インターネット等の通信手段が使えない場合もありますので、以下の文面を参考にして登校の判断をしてください。

1. 台風接近のとき（暴風警報に限ります）

「京都市」または「京都・亀岡」「京都府南部」に暴風警報が発令されたとき

暴風警報 解除の時刻	学校の授業
午前7時までに解除になった場合	通常通り
午前9時までに解除になった場合	3校時より開始 10:45
午前11時までに解除になった場合	5校時より開始 給食はありません 13:25
午前11時現在、暴風警報発令中の場合	臨時休業

2. 特別警報が発令されたとき（大雨・暴風などすべての特別警報です。）

特別警報が発令された場合、命を守ることが最優先のため学校は休業です。

解除された時刻によって原則は次のとおりです。

特別警報が解除された時刻	学校の授業
午前0時までに解除になった場合	5校時より開始 給食はありません 13:25
午前0時現在、特別警報が発令されている場合	臨時休業

3. 地震発生の場合（京都市に震度5弱以上・5弱を含む）が観測された場合

発生した次の日を臨時休業とします。

児童が下校して、午前0時までに地震発生	次の日は臨時休業
午前0時以降、登校前に地震発生	当日は臨時休業

4. 朱三・朱七学区に「避難勧告及び避難指示（緊急）」が発令された場合

本校の校区である朱雀第三学区・朱雀第七学区は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」及び「天神川の浸水想定区域」であるため、水害の避難勧告等の発令対象地域です。朱雀第三学区・朱雀第七学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

【参考】 避難勧告等の名称について（学区ごとに発令されます）

※「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されただけでは、原則として休校措置は取りません。ただし、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合せ等）を取る場合があります。

避難勧告等の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者との支援者が避難行動を開始する必要がある状況・災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況	<ul style="list-style-type: none">・災害により人的被害が発生する可能性が高まり避難行動を開始する必要がある状況	<ul style="list-style-type: none">・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none">・避難に時間のかかる避難行動要支援者との支援者は、避難行動を開始・速やかな避難に向けた準備	<ul style="list-style-type: none">・立退き避難・屋内安全確保	<ul style="list-style-type: none">・立退き避難をしそびれた者の立退き避難・立退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動

※京都市では、原則、京都府南部または京都亀岡地方に暴風警報あるいは特別警報が発令された場合のみ、上記の措置をとることになっていますが、大雨警報や洪水警報の発令の場合でも、教育委員会において全市立学校の臨時休業等を決定することができます。学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。